

## 船橋市商工業戦略プラン推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 船橋市商工業戦略プランを推進するために、船橋市商工業戦略プラン推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (目的)

第2条 船橋市商工業戦略プラン（以下「戦略プラン」という。）の趣旨に基づき、本市の商工業が持続的な発展を遂げるために、事業の効果的かつ効率的な推進を図るよう、調整及び事業の進捗管理を行う。

### (組織)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる団体、事業者、市民、大学・教育機関及び行政（以下「関係団体等」という。）の内17人以内をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議は、市長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 推進会議は、事業の進捗管理を行う上で、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 推進会議の事務局は、経済部商工振興課が行う。

### (公務災害補償)

第8条 委員等の職務上生じた災害に関する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定

を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月15日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱が施行された際に委嘱される委員等の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

1	船橋商工会議所
2	船橋市商店会連合会
3	船橋市地域工業団体連合会
4	船橋市貿易振興会
5	船橋大型店連絡協議会
6	船橋総合卸商業団地協同組合
7	船橋市観光協会
8	市川市農業協同組合
9	ちば東葛農業協同組合
10	船橋市漁業協同組合
11	船橋市自治会連合協議会
12	千葉県産業振興センター
13	学識経験者
14	産業振興に識見を有する者
15	市民
16	船橋市政策企画課長
17	船橋市経済部長